

熊本県未熟児養育医療費負担金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 知事は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第21条の2の規定により、事業を実施する市町村に対し負担金を交付するものとし、その交付については、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(負担金額)

第2条 負担金額は、法第20条の規定に基づき市町村が行う養育医療の給付に必要な経費とし、次により算出するものとする。

(1) 養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの

ア 要綱別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより算定された額から次条に定める徴収基準額を控除した額に4分の1を乗じて得た額を負担金額とする。

(2) 養育医療の給付のうち、移送に係るもの

ア 要綱別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定額に4分の1を乗じて得た額を負担金額とする。

(養育医療の給付に要する費用の徴収基準額)

第3条 法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、要綱別表1の徴収基準額表（養育医療給付事業）に定めた徴収基準額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

(交付の条件)

第4条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表の区分間の経費の配分変更はしてはならないものとする。

(2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）について、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、知事に報告しなければならない。

(3) 事業の中止又は廃止について、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、知事に報告しなければならない。

(交付申請手続)

第5条 市町村長は、この負担金の交付を受けるため、熊本県未熟児養育医療費負担金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項に係る添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 県負担金所要額総括表(様式1-2)

(2) 県負担金所要額調(様式2-2)

(3) 養育医療費所要額明細表(別表1)及び未熟児移送費所要額明細表(別表2)

(4) 歳入歳出予算(見込)書抄本

3 第1項の交付申請書の提出期限については、別途通知するものとする。

(変更交付申請手続)

第6条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、熊本県未熟児養育医療費負担金変更申請書(別記第2号様式)を提出するものとする。

2 前項の変更申請書の添付書類は、前条第2項に定めるところとする。

3 第1項の変更申請書の提出期限については、別途通知するものとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、負担金の交付の決定(決定の変更を含む。)をしたときは、市町村長に対し、熊本県未熟児養育医療費負担金交付決定通知書(別記第3号様式)又は熊本県未熟児養育医療費負担金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により速やかに決定の内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

第8条 市町村長は、この負担金の事業実績報告について、熊本県未熟児養育医療費負担金実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項に係る添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 県負担金及び精算額総括表(様式3-1)

(2) 県負担金精算額調(様式3-2)

(3) 養育医療費精算額明細表(別表3)、養育医療費事業等実施状況(別表4)及び未熟児移送費精算額明細表(別表5)

(4) 歳入歳出決算(見込)書抄本

3 第1項の実績報告書の提出期限については、別途通知するものとする。

(負担金の額の確定)

第9条 負担金の額の確定通知は、熊本県未熟児養育医療費負担金交付確定通知書(別記第

6号様式)により行うものとする。

(負担金の精算)

第10条 第8条第1項の規定により報告された実績額と(変更)交付決定額とに過不足金が生じる場合は、実績報告があった年度内において当該過不足金を精算(返納又は追加交付)するものとする。

(負担金の請求等)

第11条 市町村長は、負担金の請求をしようとするときは、熊本県未熟児養育医療費負担金交付請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、負担金の交付を概算払により受けようとするときは、熊本県未熟児養育医療費負担金概算払請求書(別記第8号様式)によるものとする。

(証拠書類の保管)

第12条 市町村長は負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成25年6月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年9月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年11月9日から施行する。

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費
養育医療費 (移送を除く)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
養育医療費のうち移送に係るもの	母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	養育医療費のうち移送に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費